施策評価調書（基本目標別）

様式－２

基本目標	３　地震等の非常時に強い水道 主要施策（５）～（６）
施策の趣旨	主要施策（５）　危機管理体制の強化 　地震や事故等によって水道施設が被災した場合に、断水等のお客様への影響を、短時間かつ最小限にすることができるよう、職員等の活動体制の充実・強化を図るとともに、給水区域内１１市との連携強化に努めます。 主要施策（６）　緊急時における水融通体制の確保 　地震等により浄・給水場の機能が停止した場合に、断水等の影響を受ける地域を最小限にすることができるよう、他の施設とのバックアップ体制を整備するとともに、水道用水供給事業体との水の相互融通についても検討・協議を進め、水融通体制の確保を図ります。

評価結果の概　要	Ⅰ「達成状況」に係る評価は、４つの取組について「ａ」評価（達成している）、１つの取組について「ｂ」評価（概ね達成している）としました。 Ⅱ「成果（効果）」に係る評価は、主要施策（５）、（６）共に「ａ」評価（成果が出ている）としました。 Ⅲ「今後の進め方」に係る評価は、主要施策（５）、（６）共に「ａ」評価（継続）としました。

主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果		
（５）　危機管理体制の強化	「成果」ａ	「今後の進め方」ａ
主な取組	「達成状況」	
①応急活動体制の強化・拡充	ａ	
②緊急時における初期活動体制の強化	ｂ	
③給水区域内１１市との連携強化	ａ	
（６）　緊急時における水融通体制の確保	「成果」ａ	「今後の進め方」ａ
主な取組	「達成状況」	
①浄・給水場間バックアップ体制の整備	ａ	
②水道用水供給事業体との水融通体制の確保	ａ	

<table>
<tr><td rowspan="4">外部評価会議
委員の評価</td><td>「達成状況、成果」についての内部評価の妥当性</td><td rowspan="2">基本目標の達成に向けた主要な施策や取組の状況が示されており、各取組の達成状況や施策の成果に対する内部評価は、評価調書の内容及び補足説明を総合して「妥当である」と判断します。

なお、実施内容等についてより丁寧な説明をするなど評価調書の記載の仕方等に改善の余地のあるものや内部評価についてより詳細な説明が必要なもの等については各委員から出た意見を踏まえ、更なる改善・検討を期待します。</td></tr>
<tr><td>Ａ：妥当である　　　５人
Ｂ：概ね妥当である　０人
Ｃ：不十分である　　０人</td></tr>
<tr><td>「今後の進め方」についての内部評価の妥当性</td><td rowspan="2">各取組や施策の推進状況を踏まえた今後の進め方についての内部評価は、総じて「妥当である」と判断します。
今後の取組及び施策展開においても、各委員から出た意見等に留意されることを期待します。</td></tr>
<tr><td>Ａ：妥当である　　　５人
Ｂ：概ね妥当である　０人
Ｃ：不十分である　　０人</td></tr>
<tr><td>外部評価会議
委員の主な意見</td><td colspan="2">主要施策（５）　危機管理体制の強化
取組②緊急時における初期活動体制の強化
○「職員の配置等、現場を踏まえた更なる検討が必要となりました。」とあるが、具体的にはどのような対応が必要となったのか。

施策の成果
○非常時はいつ起こるか分らないので、他部局からの異動してきた職員等、不慣れな方に対しては早急に対応をお願したい。

主要施策（６）　緊急時における水融通体制の確保
取組①浄・給水場間バックアップ体制の整備
○バックアップを実行する時のための定期的な訓練を実施する必要があると思う。また、可能であれば定常時にバックアップで供給することもやっておいた方が良い。

施策の成果
○施策として 2 つの取組を位置づけているが、成果の評価としては、取組①の進捗状況のみを反映させているということか。</td></tr>
</table>